

平成25年度における農畜産物放射性物質検査への対応について

平成25年4月
農林水産部農業経済課

- 平成25年3月19日付けで国の原子力災害対策本部より「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正が通知されたことに伴い、今年度の本県における放射性物質検査を次の方針により実施する。

1 改正の概要

(1) 対象自治体

- 自治体ごとに検査対象品目が明示され、本県は、「きのこ・山菜類等」と「野生鳥獣の肉類」のみとなった。

※ 昨年まで検査対象品目とされていた米などの「穀類」や「野菜類」、「牛乳」、「牛肉」、「水産物」は、義務的検査から除外された。

(2) 検査対象品目の見直し

- 検査対象品目から削除されたもの・・・葉菜類、果実の一部
イワシ等の表層の沿岸魚類、甲殻類
- 検査対象品目に追加されたもの・・・山菜類の品目の充実、馬肉、クマ肉等
- ※ 野生きのこ類、山菜類、鳥獣肉は、引き続き17都県で検査を実施。

2 本県の対応方針

- 本県のこれまでの検査結果では、全てにおいて基準値を大幅に下回っており、今般の改正により、野生の山菜等を除き、県産農林水産物が検査対象外となったことは、こうしたデータが反映されたものと受け止めている。
- しかしながら、直ちに検査対象外となった栽培農産物等の検査を中止することは、農家はもとより県民や市場へ不安を与えかねない。
- このため、風評被害防止や消費者の安全・安心、信頼の確保を図る観点から、検査対象品目から除外された品目についても、今年度は自主検査としてこれまで同様の検査を実施する。
- ・ 米を始めすべての農畜水産物の検査点数は、昨年とほぼ同数を実施する。
(米：69点、大豆：8点、野菜等：16品目 31点、栽培きのこ：16点 牛肉：全頭 ほか)
 - ・ 検査は、秋田県健康環境センターにおいて「ゲルマニウム半導体検出器」を用いて実施する。
- 平成26年度以降の対応については、検査結果や市場の動向、他県の状況等を踏まえて判断する。

3 添付資料

- (1) 平成25年度対象自治体及び検査対象品目 (H25.3.19 原子力災害対策本部)
- (2) 平成25年度主要農産物等検査計画

対象自治体及び検査対象品目

検査対象自治体 検査対象品目	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
(1)アの野菜類		◎				○		◎				◎					
(2)アの野菜類				○		○											
(1)イの果実類				◎		◎		◎		◎							
(2)イの果実類						○		○		○							
(1)ウのきのこ・山菜類等	◎	◎	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
(2)ウのきのこ・山菜類等	□	○	□	○	□	○	□	○	○	□	○	□	□	□	□	□	□
(1)エの肉類		○		◎		◎	○	◎	◎	○							
(1)オの野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	○	◎	□
(1)カの穀類、豆類		◎		◎		◎	□	○	□	○							
(1)キ茶		◎		○			◎	◎	◎	◎	○	○					
(2)エはちみつ						○											
(3)ア乳		□		□		□	□	□	□								
(3)イ牛肉		□		□		□	□	□	□	□							
(4)ア海産魚種	◎	◎		◎		◎	◎			◎							
(4)イ内水面魚種		◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎			
(5)ア 摂取量上位品目	各自体において計画的に実施。																
(5)イ 主要産品																	
(6)出荷制限解除品目																	
(7)市場流通品																	
(8)乾燥して食用に供されるもの等の加工品																	
(9)生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超過したと考えられる品目																	

(注1)平成24年4月1日から平成25年2月28日までの検査結果に基づき分類。

- ・基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの(凡例 ◎)
- ・基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)(凡例 ○)
- ・Ⅱ3(3)及び別添において検査対象となっているもの並びに対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮し検査が必要なもの(凡例 □)

(注2)表中◎または○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添を優先する。

(注3)表中□の自治体のうち、別添で検査点数を定めていない場合は、○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。

(注4)海産魚種(マダラに限る。)については、北海道も検査対象とする。

平成25年度 主要農産物等検査計画

No	区分	品目名	採取地	検査点数	実施時期	備考	
1	穀物	水稻(玄米)	旧市町村単位に1点	69	9月		
2		小麦	大仙市	1	8月		
3		大豆	鹿角市、北秋田市、能代市、湯上市、由利本荘市、大仙市、横手市、湯沢市	8	10月		
4		そば	鹿角市、北秋田市、能代市、八峰町、三種町、由利本荘市、仙北市、横手市、羽後町	9	9月～10月		
5	野菜等	ほうれんそう	大仙市、仙北市	2	7月～8月		
6		ダイコン	湯沢市	1	10月		
7		アスパラガス	大仙市、横手市	2	5月～7月		
8		みょうが	能代市	1	8月		
9		スイカ	羽後町、横手市	2	7月		
10		ねぎ	能代市、大館市、由利本荘市	3	7月～10月		
11		きゅうり	鹿角市、湯沢市、大仙市、横手市	4	6月～7月		
12		トマト	鹿角市、湯沢市、大仙市、横手市	4	6月～7月		
13		えだまめ	井川町、大仙市	2	7月～8月		
14		メロン	男鹿市	1	7月		
15		キャベツ	三種町、能代市	2	6月～10月		
16		やまのいも	大館市、北秋田市	2	10月～11月		
17		たらのみ	秋田市	1	2月		
18		こごみ	横手市	1	2月		
19		やまうど	能代市	1	1月		
20		ホップ	大館市、横手市	2	8月		
21		野生山菜	わらび(野生)	北秋田市、仙北市、湯沢市	3	5月	
22			ねまがりだけ(野生)	北秋田市、仙北市、湯沢市	3	5月～6月	
23			みず(野生)	北秋田市、仙北市、湯沢市	3	6月	
24	きのこ	しいたけ(原木)	湯沢市、由利本荘市、横手市、仙北市	4	5月～11月		
25		なめこ(原木)	由利本荘市	1	10月		
26		しいたけ(菌床)	横手市、仙北市	2	6月～9月		
27		なめこ(菌床)	横手市	1	5月		
28		えのきたけ(菌床)	湯沢市	1	12月		
29		ひらたけ(菌床)	横手市	1	12月		
30		まいたけ(菌床)	藤里町	1	11月		
31		ぶなしめじ(菌床)	由利本荘市、横手市	2	11月～1月		
32		エリンギ(菌床)	湯沢市、仙北市、横手市	3	5月～2月		
33		野生きのこ	野生きのこ1	北秋田市	1	9月	
34	野生きのこ2		仙北市	1	9月		
35	野生きのこ3		湯沢市	1	9月		
36	果樹	もも	鹿角市	1	9月		
37		ぶどう (キャンベル、スチューベン)	横手市	2	8月～9月		
38		くり	仙北市	1	9月		
39		りんご (つがる、ふじ)	横手市、鹿角市	2	8月～11月		
40		おうとう	湯沢市	1	7月		
41	日本なし	男鹿市	1	8月			
42	水産物	アユ	阿仁川、桧木内川、子吉川	3	6月		
43		ワカサギ	八郎湖、十和田湖	2	4月～8月		
44		ヒメマス	十和田湖	1	4月		
45		ヤマメ	成瀬川、皆瀬川、役内川	9	4月～9月		
46		ウグイ	桧木内川、雄物川	4	5月～9月		
47		ブリ	男鹿沖	1	5月		
48		ヒラメ	男鹿沖	1	5月		
49		マダラ	男鹿沖	1	11月		
50		マダイ	男鹿沖	1	5月		
51		スズキ	天王沖	1	5月		
52		ハタハタ	男鹿沖	1	10月		
53		サケ	男鹿沖	1	9月		
54		ワカメ(養殖)	男鹿市戸賀湾	1	2月		
55		イワガキ	にかほ市象潟沖	1	6月		
計		55品目		182検体			
56	畜産	牛肉	県内でと畜される全ての県産牛	3,700	年間		
57		生乳	県北・県南クーラーステーション	24	年間	2回/月 × 12ヶ月	
計		2品目		3,724検体			
合計		57品目		3,906検体			